

広島県教育委員会訓令第3号

本 庁
地 方 機 関
県 立 学 校
学校以外の教育機関

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月二十三日

広島県教育委員会
教育長 平 川 理 恵

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令

職員の旅費の支給に関する規程（昭和二十八年広島県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（職務の級） 第二条（略）</p> <p>（旅費の調整） 第三条（略） 一―七（略）</p> <p>八―十一（略）</p> <p>（特別日額旅費） 第六条（略） 一（略） 二 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員に係るものについては、当該旅行命令権者が所轄の教育事務所長（福山市の職員に係るものについては、管理部教職員課長）と協議して定めるものとする。</p>	<p>（職務の級） 2 第二条（略） 給与条例第二十条の規定の適用を受ける者の行政職給料表に相当する職務の級は、一級とする。ただし、これによるものが適当でない場合は、各機関の長は、管理部教職員課長と協議してその職務の級を定めることができる。</p> <p>（旅費の調整） 第三条（略） 一―七（略） 八 臨時的任用職員に赴任に係る旅費を支給する場合は、着後手当は支給しない。</p> <p>九―十二（略）</p> <p>（特別日額旅費） 第六条（略） 一（略） 二 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員に係るものについては、当該旅行命令権者が所轄の教育事務所長（広島市及び福山市の職員に係るものについては、管理部教職員課長）と協議して定めるものとする。</p>

附 則

（施行期日）

1 この教育委員会訓令は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の旅費の支給に関する規程の規定は、この教育委員会訓令の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。